3　第一項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、同項第二号の日において、その備える振替口座簿中の同項第一号の振替投資信託受益権についての記載又は記録がされている口座（機関口座及び顧客口座以外の口座にあっては、当該口座の保有欄又は質権欄）において、当該振替投資信託受益権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

4　前二項の規定は、第二項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第二百二十八条第一項中「、第百三十四条」を削り、「第百五十条第五項及び第六項、第百五十六条から第百五十八条まで」を「第百五十条第五項、第百五十六条、第百五十七条」に改め、同条第二項の表第百二十九条第三項第二号の項中「（以下この章において「銘柄」という。）」を削り、同表第百三十八条第一項の項中「第百四十七条第一項第四号」を「第百四十七条第一項第五号」に改め、同表第百四十五条第一項の項中「払い戻された」を「消却され、又は払い戻された」に改める。

第二百三十三条第二項中「投資信託及び投資法人に関する法律」の下に「第八十条の三第一項、」を加える。

第十章中第六節を第七節とし、第五節を第六節とし、第四節を第五節とし、第三節の次に次の一節を加える。

第四節　新投資口予約権の振替

（権利の帰属）

第二百四十七条の二　新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下同じ。）の発行の決定において、当該決定に基づき発行する新投資口予約権（その目的である投資口が振替投資口であるものに限る。）の全部についてこの法律の規定の適用を受けることとする旨を定めた新投資口予約権であって、振替機関が取り扱うもの（以下「振替新投資口予約権」という。）についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）

第二百四十七条の三　第八章の規定（第百六十三条、第百六十七条第二項、第百八十四条（第二項を除く。）、第百八十九条（第三項を除く。）及び第百九十条の規定を除く。次項において同じ。）は、新投資口予約権について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「取得条項付新株予約権」とあるのは「取得条項付新投資口予約権」と読み替えるものとする。

2　第八章の規定を新投資口予約権について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十四条第一項	新株予約権証券
	新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）
第百六十七条第一項	新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあっては、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下
	以下
第百六十九条第二項	合併により消滅する会社の株式
	新投資口予約権無償割当て（投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。以下この項において同じ。）を受ける投資主の有する投資口
株主名簿	投資主名簿（同法第七十七条の三第一項に規定する投資主名簿をいう。）
合併に際して当該株式に代わる	新投資口予約権無償割当てに際して
第百八十三条	
会社法第百十八条第一項、第七百七十七条第一項、第七百八十七条第一項又は第八百八条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第百四十九条の三の二第一項又は第百四十九条の十三の二第一項
第百八十四条第二項	
会社法第二百四十九条第三号	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の五第一項第二号
新株予約権原簿	新投資口予約権原簿（同項に規定する新投資口予約権原簿をいう。）
第百八十五条第一項	
会社法第二百七十三条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の九第一項
この章及び次章	この章
第二百三十六条第一項第七号イ	第八十八条の二第四号イ
第百八十五条第二項	
会社法第二百七十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項
第百八十五条第三項	
会社法第二百三十六条第一項第七号イ	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の二第四号イ
第百八十五条第四項	
会社法第二百七十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十一第一項
第百八十九条第三項	
合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）、吸収分割（会社法第七百五十八条第五号に規定する場合に限る。）、新設分割（同法第七百六十三条第十号に規定する場合に限る。）、株式交換（同法第七百六十八条第一項第四号に規定する場合に限る。）又は株式移転（同法第七百七十三条第一項第九号に規定する場合に限る。）	合併（合併により当該発行者が消滅する場合に限る。）
これらの行為（以下この条において「合併等」という。）	吸収合併
又は合併等	又は新設合併

（適用除外）

第二百四十七条の四　振替新投資口予約権については、投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第一項、同条第四項において準用する会社法第二百五十九条第一項並びに第二百六十条第一項及び第二項並びに投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の八第五項において準用する会社法第二百六十八条第一項及び第二百六十九条第一項の規定は、適用しない。

第二百七十九条の見出し中「補てん」を「補塡」に改め、同条中「第百八十二条第二項（これらの規定を」の下に「第二百四十七条の三第一項、」を加え、「補てん」を「補塡」に改める。